

## 昭和四十五年法律第十五号

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補  
特例試験に関する法律 抄

(趣旨)

第一条 この法律は、不動産鑑定士制度の充実を  
図るべき必要性が存することにかんがみ、不動  
産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律  
第五十二号。以下「法」という。）に規定す  
る不動産鑑定士試験の特例として行なう不動産  
鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に  
関し所要の事項を定めるものとする。

(特例試験の実施)

第二条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士  
補特例試験は、昭和四十五年及び昭和四十六年  
に限り、毎年一回、行なうものとする。

(不動産鑑定士となる資格の特例)

第三条 不動産鑑定士特例試験に合格した者は、  
法第四条の規定にかかわらず、不動産鑑定士と  
なる資格を有する。

第四条 削除

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第六六

号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施  
行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに  
附則第六条から第十二条まで、第十四条から第  
十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三  
条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、  
平成十八年二月一日から施行する。

(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特  
例試験に関する法律の一部改正に伴う経過措  
置)

第二十六条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑  
定士補特例試験に関する法律第一条に規定する  
不動産鑑定士補特例試験に合格した者について  
は、前条の規定による改正前の不動産鑑定士特  
例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法  
律第四条の規定は、なおその効力を有する。こ  
の場合において、同条中「法第四条第二項の規  
定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、  
「不動産鑑定士補」とする。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十三条まで、第十  
六条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二

十六條及び前條に定めるもののほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。